



7

日医発第1649号（医経）

令和8年1月14日

都道府県医師会長殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松本 吉郎
(公印省略)

令和8年度税制改正について

令和7年12月19日、令和8年度税制改正大綱（自由民主党・日本維新の会）が公表され、12月26日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和7年8月に「令和8年度 医療に関する税制要望」をとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。この間、各都道府県医師会、各郡市区等医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置、
医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続
2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続（大綱に記載なし）
3. 認定医療法人制度に係る税制措置の延長
4. 地域医療構想実現に向けた税制措置（登録免許税・不動産取得税）の延長
5. 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置
の延長
6. 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援
(登録免許税・不動産取得税) の創設
7. 訪日外国人診療に係る社会医療法人等の要件の見直し

詳細につきましては、別添資料をご参照くださいますようお願い申し上げます。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営の安定化のためにあるべき税制の実現に向け、政府に要望してまいる所存です。

[別添資料]

- 令和8年度 税制改正大綱（自由民主党・日本維新の会、令和7年12月19日）における要望実現項目（日本医師会、令和8年1月）
- 参考資料 「令和8年度税制改正の概要（厚生労働省関係）」（厚生労働省、令和7年12月）より抜粋

[参考]

- 令和8年度税制改正大綱（自由民主党・日本維新の会、令和7年12月19日）
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/212129_1.pdf
- 令和8年度税制改正の大綱（閣議決定、令和7年12月26日）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

「令和 8 年度税制改正大綱」
(自由民主党・日本維新の会、令和 7 年 12 月 19 日)
における要望実現項目

令和 8 年 1 月
公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- | |
|--|
| <p>(1)・社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置
・医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置
(事業税)</p> |
|--|

【税制改正大綱 150 頁 (検討事項)】

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【日本医師会税制改正要望】

- 医療機関に対する事業税特例措置の存続
 - (1) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
 - (2) 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置について地域医療の確保を図る趣旨に沿って存続

【参考】法人事業税の標準税率（特別法人事業税との合算税率（*1））（現行）

区分	普通法人 (資本金 1 億円以下)	特別法人（医療法人） (*2)
所得 400 万円以下の金額	4.795%	4.7075%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得 800 万円超の金額	9.59%	6.5905%

* 1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

* 2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

(所得税・法人税)

- 特例措置の存続が認められた（税制改正大綱に記載なし）。

【日本医師会税制改正要望】

- 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置存続

【参考】社会保険診療報酬の所得計算の特例措置

- ・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

- ・内容

社会保険診療報酬の金額	概算経費率
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 期限の到来する制度の延長

(1) 認定医療法人制度に係る税制措置の延長

(相続税・贈与税)

【税制改正大綱 66 頁】

- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、次の措置を講じる。
 - 適用期限を3年延長する。
 - (以下略)

【日本医師会税制改正要望】

- 認定医療法人制度に係る税制措置の延長・拡充

【参考】認定医療法人制度の概要（現行、認定制度の期限：令和 9 年 12 月 31 日）

相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除される。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様。

さらに、移行計画に基づき「持分なし医療法人」へ移行した場合、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税については、非課税となる。

(2) 地域医療構想実現に向けた税制措置（登録免許税・不動産取得税） の延長

(登録免許税・不動産取得税)

【税制改正大綱 67 頁】

- 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

【税制改正大綱 79 頁】

- 医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に

係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

【日本医師会税制改正要望】

- 地域医療構想実現に向けた再編計画に係る登録免許税軽減措置及び不動産取得税軽減措置の延長

【参考 1】地域医療構想の実現に向けた再編計画に係る税制措置（現行）

- ①登録免許税軽減措置（適用期限：令和 8 年 3 月 31 日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、登録免許税を軽減する。

- ・ 土地の所有権の移転登記 1,000 分の 10 （本則：1,000 分の 20）
- ・ 建物の所有権の保存登記 1,000 分の 2 （本則：1,000 分の 4）

- ②不動産取得税軽減措置（適用期限：令和 8 年 3 月 31 日）

医療機関の開設者が、厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく再編統合のために取得した一定の不動産について、不動産取得税の 2 分の 1 を軽減する。

【参考 2】再編計画の認定制度

令和 3 年の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が改正され、医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための 2 以上の医療機関の再編の事業に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるもの（第 11 条の 2 第 1 項）とされた。

(3) 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長

(消費税)

【税制改正大綱 22 頁】

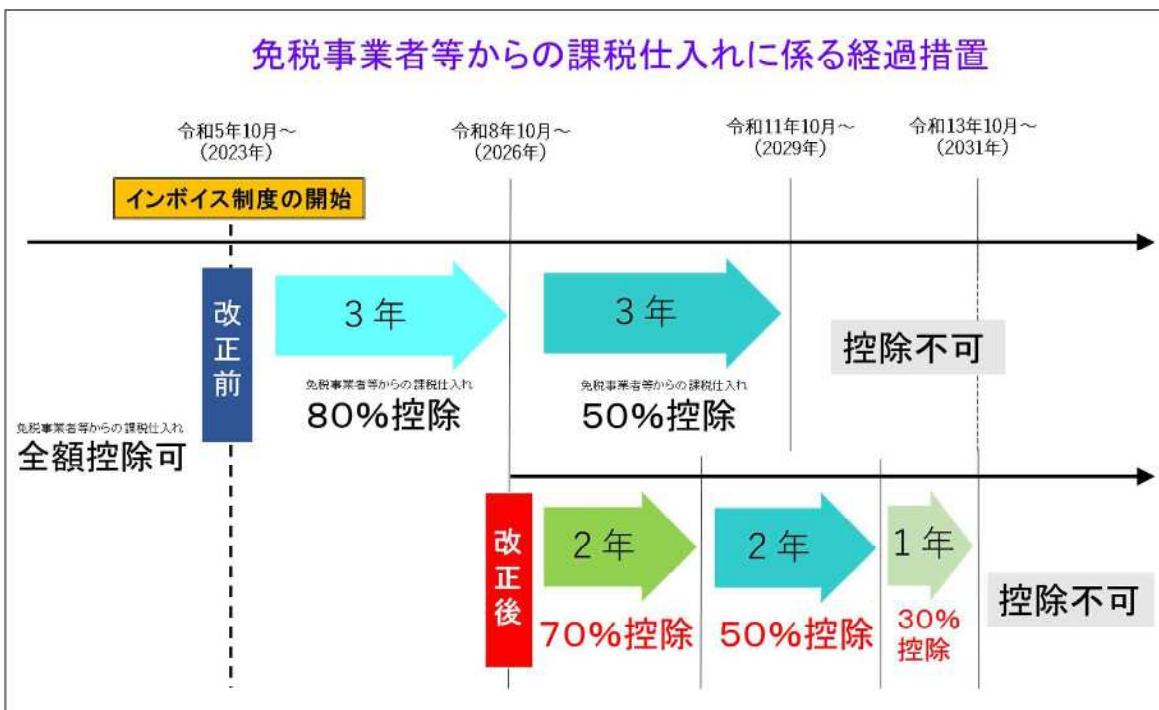
○ 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

最終的な適用期限を2年延長した上で、控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月からは3割と段階的に縮減していく、令和13年9月末をもってその適用を終了する。

【日本医師会税制改正要望】

○ 消費税インボイス制度における免税事業者等からの仕入に係る経過措置の延長

【参考】消費税インボイス制度における免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置



三 制度の創設・拡充等

(1) 重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援の創設

(登録免許税・不動産取得税)

【税制改正大綱 65 頁】

- 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。
 - ① 所有権の保存登記1,000分の2 (本則1,000分の4)
 - ② 所有権の移転登記1,000分の10 (本則1,000分の20)

【税制改正大綱 70 頁】

- 重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を令和10年3月31日まで講ずる。

【日本医師会税制改正要望】

- 医師が不足する地域（重点医師偏在対策支援区域等を含む）の医療機関及び医療従事者に関する税制措置の創設

(2) 訪日外国人診療に係る社会医療法人等の要件の見直し (法人税・相続税・贈与税・固定資産税・不動産取得税等)

- ・ 社会医療法人や認定医療法人・特定医療法人・開放型病院等に係る税制措置について、「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件等が課されているが、訪日外国人に対する自費診療については、医療機関における追加的費用に鑑み、請求金額の上限を社会保険診療の3倍までの範囲で地域における標準的な料金を超えないものとする見直しが行われることとなった。

【税制改正大綱 60 頁】

- 社会医療法人制度における認定要件のうち「自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること」との要件について、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額（療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養に相当する給付に係るものに限る。）にあっては、関係法令の改正により「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする見直しが行われた後も、その見直し後の社会医療法人を引き続き公共法人等（所得税法別表第一）とする。

（注）上記の「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者をいう。

【税制改正大綱 66 頁】〈認定医療法人〉※大綱の文章は省略

【税制改正大綱 105-106 頁】〈特定医療法人〉※大綱の文章は省略

【税制改正大綱 114-115 頁】〈開放型病院・福祉病院・厚生連病院〉※大綱の文章は省略

【日本医師会税制改正要望】

- 訪日外国人患者の診療に係る社会医療法人等の非課税要件の見直し

四 関連項目

（1）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の固定資産税特例措置の延長・拡充 （固定資産税）

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物の固定資産税特例措置について、対象となる建築物が、現行の劇場・音楽堂等で一定のものから、政府の補助を受けて同法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修工事を行った一定の特別特定建築物（病院・診療所も対象）に拡大された上で、延長されることとなった。

【税制改正大綱 70-71 頁】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下特別特定建築物」という。）に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。
- ① 対象資産を特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けて高齢者移動等円滑化法に基づく建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの（現行：特別特定建築物に該当する家屋で主に実演芸術の公演等を行う一定のもののうち、建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行ったもの）とする。
- ② 固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1）に相当する金額を減額することとする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

【参考】バリアフリー改修が行われた劇場・音楽堂等に係る固定資産税軽減措置の概要

（現行、適用期限：令和8年3月31日）

- ・ 劇場・音楽堂等が建築物移動等円滑化誘導基準（＊）に適合するバリアフリー改修を行う場合に、工事完了の翌年度から2年間、固定資産税の税額を2/3に軽減
- （＊）建築物移動等円滑化誘導基準：バリアフリーのために誘導すべき施設の構造及び配置に関する基準

(2) 個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限延長 (相続税・贈与税)

【税制改正大綱 65 頁】

- 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長する。

【参考】個人版事業承継税制の概要（現行）

1. 青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた事業者の後継者（注）として、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等により、宅地・建物等の特定事業用資産を取得した場合は、
 - ①その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ②後継者の死亡等、一定の事由により、猶予されている贈与税・相続税の納税が免除される。

（注）平成31年4月1日から令和8年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限る。
2. この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたもの。
 - ① 宅地等（400 m²まで）
 - ② 建物（床面積800 m²まで）
 - ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・固定資産税の課税対象とされているもの（医療機器等も含む）
 - ・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの
3. 本制度を利用して納税猶予の適用を受けた個人立医療機関が、その後法人成りをした場合、個人事業の廃止となり猶予税額を納税しなければならないため、医療機関においては本制度の利用は限定的。

**(3) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例、
中小企業経営強化税制及び中小企業防災・減災投資促進税制の
取得価額要件の引上げ等**

(所得税・法人税)

- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、3年延長し、対象となる事業者の従業員数を400人以下（現行：500人以下）に引き下げるとともに、対象資産の取得価額要件を現行の30万円未満から40万円未満に引き上げることとなった（拡充）。
- ・ 上記に伴い、以下の税制措置について、対象資産の取得価額要件が30万円以上から40万円以上に引き上げられることとなった（縮減）。
 - ① 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）
 - ② 中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）

【税制改正大綱 100 頁】

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
 - ① 対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げる。
 - ② 対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外する。

【税制改正大綱 109 頁】

- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）における工具及び器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。

【税制改正大綱 109 頁】

- 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度における器具備品の取得価額要件を40万円以上（現行：30万円以上）に引き上げる（所得税についても同様とする。）。

【参考】中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の概要

(現行、適用期限：令和8年3月31日)

中小企業者等(従業員500人以下の個人、従業員500人以下で資本・出資の金額が1億円以下の法人など)が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が適用できる。

【参考】中小企業経営強化税制の概要（現行、適用期限：令和9年3月31日）

① 中小企業者等(従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など)が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は、税額控除7%（資本・出資の金額が3,000万円以下もしくは個人事業主は10%）を選択適用できる。

② 対象設備

※医療機関に關係しない経営規模拡大設備等（E類型）は省略

類型	要件	確認者	対象設備*	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備		工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る) 器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROA（総資産利益率）または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	経済産業局	建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等

* 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得するものを除く。

【参考】中小企業防災・減災投資促進税制の概要

(現行、適用期限：令和9年3月31日までに認定取得)

1. 概要

中小企業者が、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業継続力強化計画／連携事業継続力強化計画に従って取得した一定の設備等について取得価額の16%の特別償却が適用できる。

2. 中小企業者とは

医療機関については以下の通り。

- ・常時使用する従業員数が100人以下の個人
- ・医療法人・社会福祉法人・学校法人・一般法人等の非営利法人は、適用対象外

3. 対象設備

「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする事業継続力の強化に資する以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同様に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同様に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

以 上



ひとくらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 8 年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）（抜粋）

令和 7 年 12 月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長

(登録免許税、不動産取得税)

1 大綱の概要

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減措置について、適用期限を2年延長し、令和10年3月31日までとする。

2 制度の内容

中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保するため、地域医療構想の実現に向けた取組を進めている。

【登録免許税】令和10年3月31日まで延長（※令和3年度創設）

土地の所有権移転登記 **1000分の10**（本則：1000分の20）
建物の所有権保存登記 **1000分の2**（本則：1000分の4）

【不動産取得税】令和10年3月31日まで延長（※令和4年度創設）

課税標準について価格の**2分の1**を控除

（参考）新たな地域医療構想に関するとりまとめ（令和6年12月18日新たなかぎり医療構想等に関する検討会）

新たな地域医療構想については、2025（令和7）年度に国で新たな地域医療構想の策定・作成し、都道府県において、医療機関からの報告データ等を踏まえながら、2026（令和8）年度に地域の医療提供体制全体の方向性、必要病床数の推計等を検討・策定、2027（令和9）年度から2028（令和10）年度までに医療機関の連携・再編・集約化の協議等を行うことが考えられる。このため、現行の地域医療構想の取組について、2026（令和8）年度も継続することとし、新たな地域医療構想については、2027（令和9）年度から順次取組を開始することとし、円滑な移行を図ることが適当である。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長

(相続税、贈与税)

1 大綱の概要

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、その適用期限を令和11年12月31日まで延長する。

2 制度の内容

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした平成18年の医療法改正により、平成19年度以降は「持分あり医療法人」の新規設立はできることとなった。

(注) 医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。

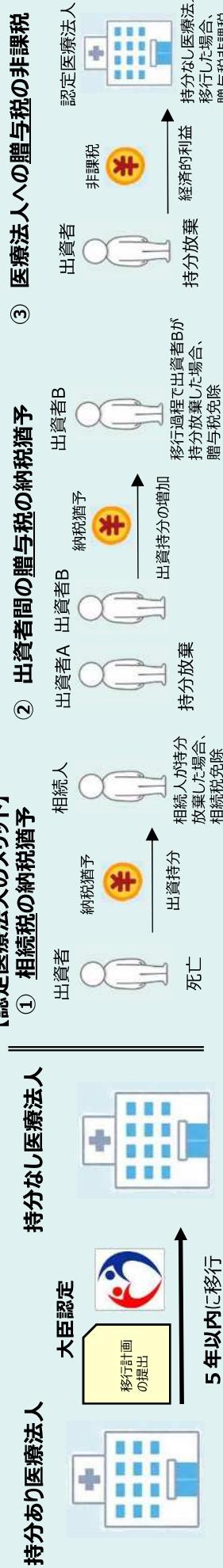
- 平成26年の医療法改正により「認定医療法人制度」が創設（平成26年10月1日施行）され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、**税制上の優遇を受けることができる**こととなった。（注）出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入（下図①②）

- 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置（下図③）も導入されたこと等により、認定医療法人制度の活用件数は増加している。

(注) 平成27年度から平成29年度に「持分なし」へ移行した315法人のうち47法人（15%）が、平成30年度から令和6年度に「持分なし」へ移行した1,388法人のうち983法人（71%）が認定医療法人制度を活用

- 「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、現状でも移行する意思のある医療法人が一定数存在するため、**適用期限を3年延長する**。（注）医療法人数 平成18年度末 約4.4万法人 うち、持分あり医療法人：約4.3万法人（98%）、持分なし医療法人：約0.1万法人（2%） 令和6年度末 約5.9万法人 うち、持分あり医療法人：約3.6万法人（61%）、持分なし医療法人：約2.3万法人（39%）

【認定医療法人のメリット】



重点医師偏在対策支援区域で承継・開業する診療所への税制上の支援

(登録免許税、不動産取得税)

1 大綱の概要

重点的に医師の確保を図る必要がある区域のうち一定の区域内で承継又は開設する一定の要件を満たす診療所の用に供する一定の不動産に係る登録免許税及び不動産取得税を軽減する措置を創設し、当該措置を令和10年3月31日まで講ずる。

2 制度の内容

- 医師偏在については、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、更なる是正を図ることが重要である。
- 昨年末に策定した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策ノックエージ」に基づき対策を進めることとしており、今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを都道府県において「**重点医師偏在対策支援区域**」と設定した上で、当該区域で承継又は開業する診療所への支援、当該区域の医療機関への手当増額の支援（医師手当事業）等の経済的インセンティブについて、**令和8年度予算編成過程で検討することとしている。**
- 医師偏在は一つの取組ではなく、様々な取組を幅広く実施することが重要であり、診療所の承継・開業支援事業や医師手当事業に加えて、**当該区域の医療機関の医療従事者への更なるインセンティブの強化、当該区域で承継又は開業する診療所への更なる支援として、税制上の支援を行う。**

●【登録免許税】

所有権の保存登記	1,000分の2 （本則1,000分の4）
所有権の移転登記	1,000分の10 （本則1,000分の20）

【不動産取得税】

課税標準について価格の2分の1を控除

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続（事業税）

1 大綱の概要

＜第三検討事項＞ より抜粋

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率について(は、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方にについて検討する。

2 制度の内容

社会保険診療報酬		社会保険診療報酬以外		
開設主体		400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
特別法人 ＊医療法人を含む	3.5% (約4.7%)		4.9% (約6.6%)	
	普通法人 (個人、医療法人、公益法人等)	3.5% (約4.8%)	5.3% (約7.3%)	7.0% (約9.6%)
個人			5.0%	

注 ()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

1 大綱の概要

関係法令の改正を前提に、特定外国人患者に対し請求する診療報酬の額にあつては、「その診療報酬の額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」との要件とする。

※「特定外国人患者」とは、自費患者である外国人であつて公的医療保険に入していない者をいう。

2 制度の内容

- 訪日外客数は2024年は3,687万人※1で、前年比では47.1%増、2019年比では15.6%増と、過去最高であつた2019年を約500万人上回り、年間過去最高を更新した。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができるよう、医療提供体制を確保することが求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。
- 一方で、訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療と比べて多くの費用を負担する必要がある。
- 訪日外国人に対する医療は日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求する金額を自由に設定できる。しかし、税制上優遇措置を受ける社会医療法人等※2においては、自由診療の場合の請求金額を社会保険診療の場合と同一の基準（1点10円）により計算するととの要件（診療費の上限）が設けられており、訪日外国人に対して必要な診療費を請求することができない。
- 社会医療法人等に係る要件のうち、自費患者に対する請求金額を社会保険診療報酬と同一の基準により計算するとの要件について、訪日外国人診療で発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人に対する自費診療についての請求金額が費用に見合つたものとなるよう要件の見直しを行う。

※1 独立行政法人 国際観光振興機構による推計

※2 社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の取扱いの特例措置の拡充・延長等（所得税、法人税、個人住民税、事業税）（中企庁と共同要望）

1 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の取扱いの特例について、対象となる法人の従業員数を400人以下（現行：500人以下）に引き下げるとともに、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（現行：30万円未満）に引き上げた上で、その適用期限を3年延長する（現行の適用期限は令和8年3月31日）。

2 制度の内容

- 従業員400人以下の中小企業者等が40万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。
- 本制度により、中小企業者等における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。
- 当該特例措置については、適用期限は令和11年3月31日までとする。

取得価額	償却方法	合計300万円まで
40万円未満	全額損金算入 (即時償却)	3年間で均等償却 (注1) (残存価額なし)
20万円未満		
10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

中小企業者等のみ

全ての企業

本則